

2009年の ILO総会について

長谷川 真一



今日はたくさんの方にご参加をいただきまして、ありがとうございます。毎年、法政大学大原社会問題研究所と共催で、ILO総会の報告のシンポジウムを開催しているわけですが、今回も、五十嵐所長、相田先生、鈴木先生、また榎先生をはじめとする大原社会問題研究所の先生方に大変お世話になりまして、こういった形でシンポジウムができました。御礼を申し上げたいと思います。

また今回は、ILOの同僚でありますダンカン・キャンベルさんに、今雇用問題でILOも忙しいのですが、ジュネーブからわざわざおいでいただくことができまして、大変うれしく思っています。

私からは、今年のILO総会について簡単にどんなことがあったかという報告をさせていただきたいと思います。

ILOは、今年90周年を迎えたわけですが、世界で今183カ国が加盟をしております。6月に全加盟国の政労使が参加をして、総会が行われます。

社会正義の実現を目ざして活動しているわけですが、21世紀の目標として、ディーセント・ワーク、働きがいのある人間らしい仕事をすべての人に実現しようということを目指して活動しています。ILO条約を中心にした国際労働基準の設定、またその適用の監視、また特に開発途上国に対する国際的な技術協力、こういったことを中心に活動しています。

ディーセント・ワーク、働きがいのある人間らしい仕事ということですが、今雇用問題が世界的にも重要課題になっていますが、このディーセント・ワークは、雇用の質と量を確保するということでもあります。ILOは四つに分けて議論するのですが、まず仕事の創出、雇用がないといけない。それから、仕事の場において権利が確保されていなければいけない。また、社会的保護もきちんとしていなければいけない。社会対話が必要である。労使の対話、政労使の対話というのが大事だと。あとはジェンダー平等や差別禁止という、すべてに関わる問題。こういったことがディーセント・ワークの内容になります。

そこで、本題の今年の第98回のILO総会ですが、表に掲げてありますのが、今年の議題です。1～3は毎年の議題ですが、4・5がいわゆる技術議題と言われるもので、4のHIV/AIDS対策、そ

長谷川真一（はせがわ・しんいち） ILO駐日代表

1972年労働省入省。経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部に一等書記官として勤務。労政局労働法規課長などを経て2002年より厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）としてILO総会・理事会に政府代表として出席。2005年ILOアジア・太平洋地域総局長（在バンコク）。2006年1月より現職。

第98回ILO総会

(ジュネーブ・2009年6月3日～6月19日)

議 題

- 1 (a) 理事会議長及び事務局長の報告
 - (b) グローバル・レポート－労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言のフォローアップ (強制労働問題)
 - 2 事業計画・予算その他の問題 (2010-11年計画・予算など)
 - 3 条約・勧告の適用に関する情報と報告
 - 4 労働の世界におけるHIV/AIDS対策 (第一次討議)
 - 5 ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等 (一般討議)
- 特別討議：世界経済金融危機への雇用・社会政策の対応
関連して「世界的な仕事の危機に関するILOサミット」を開催

れから5のジェンダー平等が技術議題として取り上げられました。

実は、もう一つ高齢化対策が議題として取り上げられる予定だったのですが、ご承知の通り去年の秋からの世界経済金融危機で、議題を急きょ変更いたしました。特別討議「世界経済金融危機への雇用・社会政策の対応」が議題に取り上げられたわけであり、これが、今日のシンポジウムの主なテーマになっているわけです。関連して、総会では「世界的な仕事の危機に関するILOサミット」という、各国首脳も参加するサミットが行われました。

最初の議題から簡単に触れたいと思いますが、事務局長報告も今年は、世界的な仕事の危機を中心に書かれましたので、事務局長報告に対する議論も、世界的な仕事の危機への取り組みを中心として各国政労使が発言をしています。

それからグローバル・レポートですが、先ほどディーセント・ワークの四つの要素のうち、仕事の場における権利ということを申しましたが、この権利には主な4分野があります。労働基本権、児童労働の撤廃、強制労働の撤廃、それから差別の禁止。この4分野について、毎年ILOはグローバル・レポートという形で、順次レポートをまとめております。今年は、強制労働についてグローバル・レポートを作って、これをILO総会の場で議論しました。

四つの分野ごとに重要な条約が二つずつありまして、強制労働に関しては、第29号条約と第105号条約があります。日本は、105号条約は未批准なので、ILOとしてはこれを早く批准してほしいと言っているわけですが、この強制労働の状況が世界的にどうなっているかを議論したわけです。

進展はあるのですけれども、人身取引の問題、あるいは児童の強制労働の問題を中心に世界的にまだまだ課題が多いということで、強制労働で失われる労働者の収入が、世界で試算をすると200億米ドルに上る。道徳的のみならず経済的議論としても、この問題に取り組むべきだという議論をしておりました。各国での取り組みについて、様々な報告が総会で出されております。

それから、条約勧告の適用について。これも毎年、条約勧告適用委員会が総会に設けられまして議論が行われるわけです。今年は日本の案件については取り上げられなかったのですが、個別案件として25件取り上げられております。ミャンマーについては特別の会議が開かれました。条約勧告の適用の関係では、ミャンマー、スワジランド、イランの3件について、いわゆるスペシャル・パラグラフ、特別の注意を喚起するという事で結論がまとめられております。

その他、毎年特定の分野について総合調査というものが行われますが、今年は労働安全衛生の分野、特に155号条約について取り上げられ、この普及促進に努めようということが議論されております。

それから技術議題が二つあると申しましたが、最初のHIV/AIDS対策であります。HIVに感染している人は世界中で3300万人ですが、そのうち3分の2がサハラ以南アフリカでして、アフリカでは大変な問題であります。平均寿命が下がっている国もあるということです。

HIV / AIDS対策に関しては、職場が非常に重要でありまして、ILOもかねてより取り組んでおります。2001年には行動規範をまとめて、この普及に努力をしているわけでありまして、職場におきましては、まず予防です。感染の拡大を阻止するための教育や情報提供、それから職場でHIVに感染したり発症したりした人に対する偏見や差別が発生しないようにすること。

こういったことが中心的な課題であります。HIV/AIDS対策について新たな国際労働基準を作ろうということで、今年第1次討議が行われたわけでありまして、勧告案が今年まとめられまして、これは来年のILO総会で議論されて、国際労働基準の作成に向かっているということでありまして。

それからもう一つの技術議題は、ジェンダー平等です。ジェンダー平等は、先ほどディーセント・ワークで横断的目標と申しましたけれども、ILOが古くから取り組んできているテーマであります。総会におきましての一般討議は、1985年以来20数年ぶりに行われたわけでありまして。

職場におけるジェンダー平等は、世界的に見て進んでは来ているのですが、まだまだ多くの課題があります。世界のワーキングプアの60%が女性である。それから男女の賃金格差が30～40%に達している国が、世界でまだ数カ国ある。これには日本も含まれているわけなのですが、そんなことで、まだまだ多くの課題がある。そこで、ここ1年間ILOはジェンダー平等キャンペーンも展開してまいりました。

総会に向けて世界の状況の報告書がまとめられていますが、内容としてはライフサイクル・アプローチをとっています。ジェンダーの問題について、出生幼児期の問題、成人の問題、それから高齢期の問題と、いろいろ問題が違いますので、一生を5段階に分けて、ジェンダー平等に関するトピックの分析をしております。

これを受けて一般討議が行われたわけですが、結論がまとめられて、政労使、ILOが今後の課題にどう取り組むべきか、についての提言が行われております。内容は多岐にわたりますので、時間の関係もあってここで紹介できないのですが、ILOが行うべき活動として掲げられているものは、教育や技能訓練における男女の機会均等の達成、家族的責任の分担、それから労働報酬、仕事の開発、企業家精神の育成、就労に係る権利の行使など。そういった課題に加盟国政労使が取り組むことについて、ILOは支援すべきだということが、結論の中で触れられております。

それで特別討議は今日のテーマでありますので、私は内容的なことには触れません。省略をしますが、どんな仕組みで議論が行われたかということをお述べします。特別討議「世界経済金融危機への雇用・社会政策の対応」に関しては、総会に「危機対応に係る全体委員会」が設置されました。ここで討議をした内容が「グローバル・ジョブズ・パクト」（仕事に関する世界協定）として、まとめられたわけでありまして。

その他、この総会期間中に6月15～17日の2日半にわたって、「世界的な仕事の危機に関する

ILOサミット」が開催されました。フランスのサルコジ大統領やブラジルのルーラ大統領など9人の大統領や首相、5人の副大統領、また各国の労働大臣や労使のリーダーが参加しまして、議論が行われたわけでありまして、この議論も、総会全体としては、グローバル・ジョブズ・パクトに反映されたということでもあります。

今年のILO総会については以上の通りなのですが、ご承知の通り、世界経済金融危機またそれに関わる雇用情勢は時々刻々変わっておりまして、ILOもこれに対応しているわけでありまして。

最近の大きな世界的な議論の場としては、G20のピッツバーグサミットが、9月24～25日、行われたわけでありまして。日本からも鳩山新総理が参加し、新聞等で大きく報道されたわけでありまして、ILOからはソマビア事務局長が参加しました。もともとは金融サミットでありますけれども、金融危機が実体経済に影響し、雇用に影響しているということで、ILOも参加したわけでありまして。

ILOは、世界経済金融危機に際して、世界54カ国で取られた雇用・社会政策を分析し、このG20に報告書を提出したわけでありまして。この報告書も受けて、G20で議論をして、ピッツバーグの首脳声明が出されたわけでありまして、この首脳声明の中で雇用の部分については、「質の高い仕事を回復の中心に置く」という標題が付けられています。G20の首脳としても、雇用創出維持対策にコミットするということが明記されております。ILO総会で議論された今日のテーマであるグローバル・ジョブズ・パクトについても、歓迎をするということが記されております。

また、このG20の首脳会議におきましては、来年の早い時期にG20の雇用労働担当大臣会議を開催するということも決められておりまして、こういったことにILOもいろいろな形で関与していくということになろうかと思っております。この辺は、内容的にはあとでキャンベルさんからも報告があるかと思っております。

時間の関係で私からは以上といたしますが、ILO駐日事務所やILOのウェブサイトにも、今申し上げたことの詳しいことは載っておりますので、見ていただきたいと思います。また、今日後援をいただいております日本ILO協会が出しております「世界の労働」という月刊誌がございますが、この8・9月合併号に今年の総会の概要について特集されておりますので、ご覧いただければと思います。以上で、私からの発表を終わりにいたします。どうもありがとうございました。(拍手)